

行革110番 オンブズマン 都議レポート No.23

2009.4.20

事務所 〒155-0033 東京都世田谷区代田5-10-6 イーストコート代田201 電話 5431-0633 告発 FAX 5300-8457
都議会控室 電話 5320-7281 Fax 5388-1829

ホームページ <http://www.gyoukakul10ban.jp/>
メール goto110@kt.rim.or.jp

発行責任者 **行革110番 都議会議員 後藤雄一**

徹底検証 現場主義

税金のムダ使いを許しません!

この車を政務調査活動以外に使用したときは、按分して計上する

しかし、都議の調査活動に車が必要ならその都度、タクシー、レンタカーを借りればすむのです。都議会が作成した手引きには「リース期間は議員の任期である4年間程度とすること

当然、車の購入は資産形成につながり政務調査費は充てられません。そこで考えたのがリース(車を業者から長期間借りるシステム)です。確かに経理上は資産にはなりません。

ほとんどの自治体で、政務調査費の領収書は既に公開されています。都議会の政務調査費は都議1人に年間720万円。やっと今年4月1日から領収書が公開の対象となりました。そこで720万円を使い切る為の裏技とは?

都議と金

都議の政務調査費(月60万円) 720万円使わないと損?

経費の区分	リースした自動車	自己所有の自動車
自動車の購入費用 (リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に転移する場合を含む。)	×	×
自動車リース代 (自動車諸税、自賠責保険等の最低限の必要経費を含む。)	○	-
任意保険料や事故修理費用、洗車等の日常の維持管理費用	×	×
当該自動車を使用した政務調査活動に係る実費 (ガソリン代、高速・有料道路料金、駐車場代等)	○	○

↑平成20年4月 都議会作成「政務調査費の手引き」13ページ抜粋

乗用車のリース代もOK!!
後援会に相談に訪れた都民の対応、有権者からの電話対応をすることが政務調査活動の「情報収集」に当たるとすれば、後援会の職員に「月額〇〇万円」

後援会の人件費もOK!!
都議の多くは、〇〇後援会といった選挙母体になる後援会組織を持つています。この後援会の職員の人件費の一部を政務調査費から支出できる裏技があるのです!!

と給料の一部を支払うことまで認めていきます。

こんな拡大解釈してよいのでしょうか。

また、政務調査費の支払いの体裁を整えるために、後援会の代表者と協定等を結び、「負担金」の名目で払うのです(↓)。

また、各種団体が主催する会合等でも、意見交換・情報収集を目的として参加するなら年会費・会費を1万円を限度に支出することが認められています。

会費・年会費も情報収集、意見交換ならOK!!

雇用主	対象となる費用	支払先
会派又は議員以外の者	○負担金等 (雇用主と会派又は議員との間で締結する協定等に基づく政務調査活動への従事分に係る経費)	職員等の雇用主 (会派又は議員が直接、当該職員等の雇用主とはならないため、経費の支払先は雇用主となる。)

↑平成20年4月 都議会作成「政務調査費の手引き」10ページ抜粋

飲食等の内容	限度額
会議等における弁当等	3,000円(一人1回当たり)
会合等における飲食	5,000円(一人1回当たり)

↑平成20年4月 都議会作成「政務調査費の手引き」19ページ抜粋

都議の報酬103万円 貰えるものは貰っておこう!?

都議と金

都議の政務調査費 不祥事防止策は? 弁護士等に依頼、時給1万3000円!!

政務調査費の使い方、デタラメが次々に暴かれました。目黒区では抱き枕を購入した議長、後援会バス旅行に政務調査費を使い辞職に追い込まれた区議までいました。渋谷区では、オンブズマンから告発された区議を警視庁が詐欺罪で受理しました。

都議会も政務調査費で不祥事が起こらないよう、弁護士と公認会計士等をメンバーにした第三者機関をつくり、チェックをすることにしました。委員の報酬は時給1万3000円です。都民から選ばれた議員の政務調査費の使い方を都民の税金を使ってチェックするとは、おかしな話です。心配なら各議員・各会派が自らの費用で弁護士等に依頼すればよいのです。

都議の事実上の交通費? (費用弁償) 区内は1万円 その他は1万2千円
都議が招集に応じて、本会議・委員会等に出席すると、「費用弁償」という実質の交通費が支払われます。支給額は、都議の居住地が23区内は1日あたり1万円、その他は1万2000円と条例に定められています。民間では「交通費の支払い」は公共交通機関の実費が原則です。下の明細票は行革110番「後藤」の費用弁償の支払いです。最寄り駅は明大前、新宿・都庁まで往復2600円。1万円支給されるので1日に付き9760円もらい過ぎです。「後藤」は受け取る訳にはいかないと考え、法務局に供託しています。都議会に入って約8年、供託金の合計は270万円を超えました。貰えるものは貰っておこう、というところでしょうか。実費支給に変えるべきです。

都議の報酬 月/103万円 年/1770万円 高すぎる!!
都議の報酬は下記の報酬明細の通り月額103万円7000円、年間約1770万円です。議長や各委員長になると、この他に役職手当が付きます。
新銀行東京が都民の税金861億円をドブに捨てた責任は、都議会にもあります。悪いと思っていないのでしょうか? 民間では仕事を確保する為にワークショップやセミナーまでしているのに、都議の報酬、政務調査費、費用弁償の実態はこの通りです。納税者が怒らないとなかなか変えませんが、ご意見をお寄せください。

項目名	当月分	うち過及分
報酬	1,037,000	

支給年月日 平成21年 3月16日 例月	
氏名 後藤 雄一	
報酬金例月額 1,037,000	
項目名 当月分 うち過及分	
報酬 1,037,000	

後藤 雄一 殿 平成21年3月25日 東京都議会
費用弁償 (平成21年2月分)
本会議・理事会・委員会出席 5回 50,000円
委員会視察 0回 0円
支給額 50,000円

都議と金

2016年オリンピック招致は反対だ!!
こんなデタラメな首都高封鎖・ムダ使い

首都高速の封鎖区間は？
都心環状線・9号線外回り
新宿4号線の一部

都は今年2月、2016年オリンピックの招致計画書(立候補ファイル)をIOCに提出しました。この立候補ファイルで、首都高速の閉鎖を伴う計画(←)が初めて明らかになりました。



↑東京都作成 2016年オリンピック立候補ファイル 424ページから抜粋

都担当者は「中央環状線、圏央道の完成等により、交通状況は改善。渋滞はほとんどない見込み」というのですが、首都高は麻痺状態、一般道路も大混雑が予想され、都民生活に与える影響は大きいと考えます。

これはオリンピック招致費用150億円には含まれない別枠予算です。しかし、工事業者等との契約書・仕様書等は、共同開催している(財)全日本スキー連盟が契約を行っているので、都には文書が存在せず非公開というのです。これでは都民は工事業者すら分からずチェックすることもできません。

都議会は、オリンピック招致関連事業には、都民の税金を湯水のごとくつぎ込むことを放置しているのです。

**民間からの寄付、まだ57%
足りない分は誰が払うのか？**

招致費用は150億円とされています。100億円は都民の税金、残り50億円は民間の企業と個人からの寄付を予定しています。しかし、3月末までに寄付されたのは28億7千万円、寄付をすると約束した企業の分を含めても42億円です。全て入金されてもまだ8億円足りません。不足しても税金で払うのはご免です。

**都庁前広場のジャンプ台
たった2日で6800万円!!**



↑都庁前広場の人工雪を積もらせたクォーターパイプのゲレンデ

請求金額：¥68,000,000	
請求明細	金額
Tokyo Snow Style in 都庁 分担金	¥68,000,000
(以下余白)	
合計金額	¥68,000,000

都議と金

石原知事と都議会の責任は免れない!
新銀行東京、ドブに捨てた861億円は!

**失敗の原因は？
無担保・無保証・3日の審査**

石原知事が、貸し渋り等で困っている中小零細企業を助けるため「無担保・無保証、そしてたった3日間の審査で最高5000万円まで融資をする」と大々的に宣伝し、都民の税金1000億円を出資して作ったのが新銀行東京です。

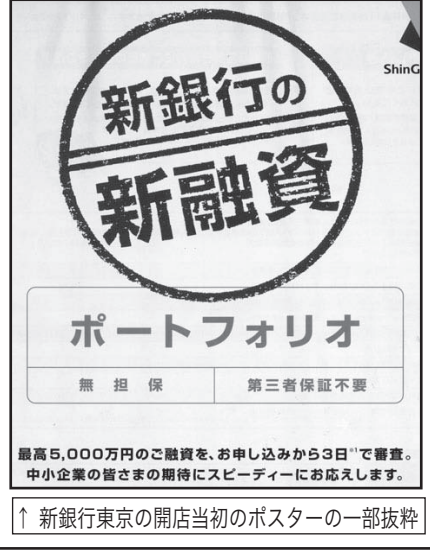
開業からたった3年で1016億円の累積赤字に陥りました。税金から400億円を追加出資し破綻は免れたものの861億円をドブに捨てたのは去年の今頃です。新銀行東京への1000億円の出資を含めた予算案は、自民・公明・民主、生活者ネットの賛成で可決。400億円の追加出資は自民・公明の賛成で可決しました。

石原知事と都議会の責任は重大です。

看板に偽りあり

「石原知事は大嘘つき」との電話!!

新銀行東京がオープンした翌18年4月、世田谷区の某有限会社の社長さんから「石原知事は嘘つきだ」とまるで私(後藤)が怒られているような電話を頂きました。よく聞くと、社長さんは新銀行のパンフレット(←)に書かれている「無担保、無保証」という



↑新銀行東京の開店当初のポスターの一部抜粋

石原知事の心意気に共鳴し、わざわざ取引銀行をかえて新銀行と取り引きしようと思ったというのです。しかし、社長は第三者保証を要求され「看板に偽りありだ。こんな銀行はこちから断る。石原は大嘘つきだ!」と怒っていたのです。

そこで、事実関係を調べると「有有限会社といっても個人経営と変わりなく、社長が70歳をこえているので承継者の保証が必要と判断した。金融業界の常識です。第三者保証を取っているお客様が100件程あります」と新宿支店長は正直に話してくれました。石原知事が無担保・無保証といえども、(当時)銀行側は独自の判断をしていたのです。しかしこれでは看板に偽りあり!!

○所詮、石原知事がいう無担保・無保証・3日での審査は無理だったのです。

都議と金

**都の選挙管理委員会
月に5日弱の仕事で、月額報酬43万5000円**

都の選挙管理委員は現在、自民・民主・公明の各1名の元都議と、警視庁OBの計4名です。月5日弱の仕事しかないのに月額報酬として43万5000円を受け取っています。1ヶ月に1回(2時間ほど)しか仕事をしない月もあるのです。

行政委員の報酬は、地方自治法で原則「日額支給」と規定されています。今年1月、大津地裁で、滋賀県の選挙管理委員会等に支払われる報酬が、月額支給は違法だとして、報酬の支払い差し止めの判決がでました。滋賀県は控訴しました。判決の影響からか神奈川県

は日当制導入を検討しています。国の選挙管理委員の報酬は、日当制で払われています。都も日当制にすべきです。

編集後記

○民主党・小沢党首、西松建設の政治献金が問題になっています。今回は「政治と金」でなく「都議と金」をテーマにしました。

○透明性はもちろんですが、その議員報酬等が働きに応じているか?もチェックする必要があります。

○国会議員にはマスコミが張り付いています。区議会議員は住民に直結しています。しかし都議会は中2階のような存在で、チェックが余り行われていません。

○行革110番「後藤」が都議会で8年余り活動させて頂いています。都議の金銭感覚が麻痺しているのか、ムダばかり目立ちます。納税者の目線で都議の報酬、そして都議会のあり方を徹底的にチェックしましょう。

○小さな税金のムダ使いは大きなムダ使いにつながります。身近な都政のムダ使い、不正等と思われる事がありましたら、情報をお寄せください。お待ちしています。

○行革110番が独自に調べた都議レポート、お1人でも多くの方に読んで頂きたいのです。お近くの方・お知り合いの方などに配って頂ける方を募集しています。少しでも構いません、お届けしますのでご連絡ください。



都議会議 後藤雄一